

静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟機器利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟規則第4条の規定に基づき、静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟（以下「光創起研究棟」という。）の機器の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用対象機器)

第2条 利用の対象となる機器（以下「機器」という。）及びその設置場所は、別表のとおりとする。

(利用資格)

第3条 機器を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 静岡大学、浜松医科大学及び光産業創成大学院大学の教職員、学部学生及び大学院学生並びに浜松ホトニクス株式会社の従業員（以下「教職員等」という。）であって、次の研究課題に関する研究開発を行う者
 - イ 波面制御光源による産業・医療分野のパラダイムシフト
 - ロ 赤外分光計測技術の革新と分子間相互作用の解明
 - ハ 革新的時空間像構築技術（イメージング）の実用化
 - ニ 時空間遠隔制御（光リモート）の技術の革新
 - ホ 疾病早期診断システムの実用化
 - へ 遺伝子光制御ツールの構築
 - ト 事業化推進システムを革新するイノベーション研究
- (2) 教職員等であって、静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟利用細則第4条の規定に基づき光創起研究棟の利用申請の承認を得た者と共同研究を行う者
- (3) その他光創起イノベーション研究拠点運営協議会（以下「運営協議会」という。）が適当と認めた者

(利用の申請)

第4条 機器を利用しようとするときは、所定の申請書（別紙様式1）を光創起イノベーション研究拠点運営協議会議長（以下「議長」という。）に提出し、運営協議会の承認を得なければならない。

- 2 前項の申請は、当該研究に責任を持つ者（以下「利用責任者」という。）が行うものとする。

(申請の承認)

第5条 議長は、前条の申請があったときは、運営協議会の議を経て、その申請を承認するものとする。

- 2 議長は、前項に規定する承認をしたときは、所定の許可書（別紙様式2）を利用

責任者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 機器を善良な管理者の注意をもって利用すること。
- (2) 機器を承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 機器の利用における事故、災害等の防止に努めること。
- (4) 研究拠点事務局の指示に従うこと。

(利用の終了・中止)

第7条 利用責任者は、機器の利用を終了し、又は中止するときは、原状に回復するとともに、所定の機器利用（終了・中止）届出書（別紙様式3）を議長に提出しなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第8条 運営協議会は、機器の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(経費の負担)

第9条 利用責任者は、機器の利用に係る経費について、別に定めるところにより負担しなければならない。

2 利用責任者は、原状回復に要する経費を負担しなければならない。

(損害の補填)

第10条 利用者が故意又は過失により、機器等を損傷又は滅失したときは、利用責任者は、運営協議会の指示に従って、利用責任者の負担において速やかに原状に復さなければならない。

(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、機器の利用に関し必要な事項は、運営協議会の議を経て議長が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

利用の対象となる機器及びその設置場所

機器の名称	設置場所
電子線描画装置	光創起研究棟101室
レーザー直接描画装置	光創起研究棟124室
遠赤外波長域用検出器	光創起研究棟210室
イメージセンサウェハテストシステム	光創起研究棟224室
イメージセンサウェハテスト用光源装置	光創起研究棟224室
全自動ウェハプロービングシステム	光創起研究棟224室
赤外対応近接場イメージング顕微鏡システム	光創起研究棟429室

別紙様式1

静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟機器利用申請書

平成 年 月 日

光創起イノベーション研究拠点運営協議会議長殿

申請者
(利用責任者)

所属 _____

氏名 _____ 印

連絡先 電話番号 _____

Eメール _____

下記のとおり、静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟の機器を利用したいので許可願います。

なお、静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟規則
静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟機器利用細則 を遵守いたします。

記

利用目的

1. 利用を希望する機器

	機器名	メーカー名	チェック欄
1	電子線描画装置	日本電子	
2	レーザー直接描画装置	ハイデルベルグ・インストルメンツ	
3	遠赤外波長域用検出器	QMC Instruments Ltd.	
4	・イメージセンサウェハテストシステム ・イメージセンサウェハテスト用光源装置 ・全自動ウェハプロービングシステム	東京精密 応用電機 テラダイン	
5	赤外対応近接場イメージング顕微鏡システム	Neaspec	

2. 利用希望日時 平成__年__月__日 __: __ ~ __: __
平成__年__月__日 __: __ ~ __: __

(必要に応じて欄を追加してください)

3. 利用者等

所属 (機関名/企業名) _____

(部署名) _____

利用者名 (代表者) _____

利用者人数: 計__名 利用者名簿の添付: 有・無

(利用者が複数名の場合は、次頁の利用者名簿を添付してください。)

4. 機器操作指導の希望 有・無

利用者名簿

代表利用者名： _____ 計 _____ 名

	氏名	機関名 企業名	部署名・役職名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
43			
44			
45			
46			
47			

(欄が足りない場合は、適宜追加してください)

別紙様式 2

静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟機器利用許可書

平成 年 月 日

殿

光創起イノベーション研究拠点運営協議会議長

平成 年 月 日付けで申請のあった、静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟の下記機器の利用申請について許可する。

記

1. 利用を希望する機器

	機器名	メーカー名	チェック欄
1	電子線描画装置	日本電子	
2	レーザー直接描画装置	ハイデルベルグ・インストルメンツ	
3	遠赤外波長域用検出器	QMC Instruments Ltd.	
4	・イメージセンサウェハテストシステム ・イメージセンサウェハテスト用光源装置 ・全自動ウェハプロービングシステム	東京精密 応用電機 テラダイン	
5	赤外対応近接場イメージング顕微鏡システム	Neaspec	

別紙様式3

静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟機器利用（終了・中止）届

平成 年 月 日

光創起イノベーション研究拠点運営協議会議長 殿

申請者（利用責任者）

所属・氏名

印

下記のとおり光創起研究棟の機器利用を（終了・中止）しましたのでお届けします。

記

1. 利用機器名

2. 実施期間 自：平成 年 月 日 時 分
至：平成 年 月 日 時 分

3. その他